

平成23年12月教育委員会会議の要旨

議案

議案第1号『山口県文化財保護審議会委員の任命について』

【概要】

山口県文化財保護審議会条例（昭和50年山口県条例第39号）第2条第2項の規定により、山口県文化財保護審議会の委員を以下のとおり任命するよう、審議し、承認された。

山口県文化財保護審議会委員（案）

任期 平成24年2月1日～平成26年1月31日

役職	氏名	勤務先等	担当分野	任命
委員	藤田 盟児	広島国際大学工学部教授	建造物（社寺等）	再任
委員	日向 進	京都工芸繊維大学教授	建造物（町屋等）	再任
委員	中川 明子	徳山工業高等専門学校 土木建築工学科准教授	建造物（近代）	新任
委員	井手誠之輔	九州大学人文科学研究院教授	絵画	再任
委員	副島 弘道	大正大学文学部教授	彫刻・工芸品	再任
委員	秋山 伸隆	県立広島大学人間文化学部教授	古文書・歴史資料・史跡（中世）	再任
委員	田中 誠二	山口大学人文学部教授	古文書・歴史資料・史跡（近世）	再任
委員	木下 尚子	熊本大学文学部教授	考古資料・史跡	再任
委員	湯川 洋司	山口大学人文学部教授	有形民俗文化財・無形民俗文化財	再任
委員	多々良美春	日本庭園学会会員 日本造園学会会員	名勝	再任
委員	阿部 弘和	元山口大学教育学部教授	天然記念物（動物）	再任
委員	奥田 敏統	広島大学大学院総合科学研究科教授	天然記念物（植物）	再任
委員	今岡 照喜	山口大学理学部 地球圏システム科学科教授	天然記念物（地質鉱物）	再任
委員	中尾 里子	萩市文化財保護審議会委員	一般	再任
委員	安野 早己	山口県立大学国際文化学部教授	一般	再任
委員	梅田 幸子	元下松市教育委員	一般	再任

◆『山口県社会教育委員の会議の提言』について報告された。

【概要】

学校・家庭・地域の連携による教育力の向上のために
(平成23年12月 山口県社会教育委員の会議提言) 概要版

第1章 子どもを取り巻く教育環境の現状と課題

○子どもの育ちに関すること

社会が大きく変化する中、子どもを取り巻く課題が一層複雑化・多様化している。近年の子どもの育ちには、規範意識の希薄化、生活習慣の未確立、いじめや暴力行為等の問題行動、学習や将来の生活への意欲の低さ、コミュニケーション能力の低下等、様々な課題がある。

○学校に関すること

学校に多くのことが求められるようになっており、地域全体で学校教育を支援する体制づくりが必要である

学力向上や子どもの安心・安全への取組、児童生徒の問題行動等への対応だけでなく、キャリア教育、情報教育、食育等、様々なことが求められており、学校だけの対応では限界がある。

○家庭に関すること

子育てに不安を抱えたり、孤立感を募らせたりしている保護者が増加している。地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に、悩みや不安を抱えている保護者が増えている。また、地域の自治会組織への未加入や子ども会活動へ参加しない保護者もみられる。

○地域に関すること

地域における人間関係の希薄化が進み、多くの保護者が教育力の低下を実感している。保護者の情報入手先や交流相手は、近所の人よりも保護者同士が中心であり、地域において人間関係の希薄化が進んでいる。

第2章 教育力の向上を図るために期待される役割

○学校・家庭・地域の役割と連携の必要性

三者それぞれが子どもの教育に責任を持ち、密接に連携・協力することが必要。学校・家庭・地域が教育力を十分に発揮するためには、それぞれが持つ力を出し合い、相互の活動を連携させる必要がある。本県教育ビジョンの3つの基軸も三者の連携の中で進めるべきものである。

○学校に期待すること

これまで以上に学校を開き、地域資源(人、もの、こと)の積極的な活用を進める。学校を開くためには、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置や学校支援地域本部事業の活用、地域担当教員の校務分掌への配置等の工夫が必要である。また、PTAは学校・家庭・地域を結ぶ要であり、保護者の社会活動への参加の端緒ともなるため、その果たす役割は大きい。

○家庭に期待すること

基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、子どもの社会参加を促進する。親子関係が密接な幼児期の家庭教育を大切に、「早寝早起き朝ごはん」「あいさつ・手伝い」を実践させる。また、保護者自らが地域との関係づくりを進め、子どもの社会参加を促進する。

○地域に期待すること

多様な体験の場と機会の提供や、地域人材の発掘・育成を行う。子どもの様々な体験活動の提供や居場所づくりを進めることにより、安心安全な地域づくりにつながる。団塊世代や高齢期の人材の地域ボランティアへの参加促進が望まれる。

○行政に期待すること

縦割り行政を解消し、公民館職員や社会教育主事が積極的に役割を果たす。学校・家庭・地域の教育力を向上させるためには、行政の横のつながりを最大限に活かして施策を展開することが望まれる。また、公民館職員や社会教育主事には連携の要として大きな期待がかけられている。

社会全体の教育力の向上をめざして

第3章 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上のために

1 学校・家庭・地域の連携に向けた取組における成果と課題

平成16年度以降「学校支援地域本部事業」や「放課後子ども教室推進事業」をはじめとした事業により、学校・家庭・地域の連携に向けた体制づくりが進められており、多くの成果があがったが、様々な課題も指摘されている。

○本県における学校・家庭・地域の連携に向けた関連事業

- ・学校支援地域本部事業 … 地域のボランティア等が学校の教育活動を支援
- ・放課後子ども教室推進事業 … 放課後等に居場所を設け、地域住民との交流活動等の機会を提供
- ・家庭教育支援基盤形成事業 … 家庭教育支援チームを設置し、地域全体で家庭教育を支援
- ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 … スクール・ガードにより見守り体制を整備
- ・コミュニティ・スクール推進事業 … 保護者や地域住民の参画を得て学校運営協議会を構成

△成果

- ・ボランティアの組織化による教育支援活動の充実
- ・ボランティア活動に有用感を感じる人の増加
- ・異年齢や世代間交流の拡大
- ・安心・安全な地域づくり

▼課題

- ・コーディネーターの確保・育成
- ・地域の実情に応じた事業の工夫
- ・同じ地域での支援活動の重複
- ・ボランティアの高齢化
- ・地域の中で企画運営できる団体・グループの育成

課題の解決に向けて

2 教育支援体制の更なる充実のために

学校・家庭・地域の連携による教育力向上を一層図るためには、個々の事業に留まらず、子どもたちが生活する地域の体制がどのようになればよいのかという視点で、より総合的・俯瞰的に教育支援体制を構築する必要がある。

このような体制の中で、関係者が子どもの育ちについて、思いや願いを共有することにより、取組が更に組織的に行われるようになる。

具体的方策

教育支援体制づくり

1 中学校区を一まとまりとした支援体制づくり

幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを継続的に地域ぐるみで見守り支援するという意図から、中学校区を一つのまとまりとして体制を整える。

2 連携の推進母体となる組織の確保

校区のような支援活動が効果的に行われるためには、校区の課題を共有し、支援活動を企画立案するための協議の場となる推進組織を地域の中に設置することが必要である。

推進組織は地域の実態に合わせて、PTA、青少年教育団体、公民館、学校運営協議会、子育て支援団体、ボランティア団体等、既存組織を利用する方がよい。

3 コーディネーターの配置

学校や支援組織・団体等との連絡調整を行うために、校区にコーディネーターを配置する。教育支援体制を整える上でその果たす役割は大きい。

4 開かれた学校づくりの推進

各学校も校区内の幼・保・小・中の連携を進めた上で、学校を地域に開いていく必要がある。体制づくりは実態に応じて段階を追って進めていくとよい。

取組例

開かれた学校づくりの取組例

① 地域担当教員の配置

校務分掌に管理職以外の地域担当教員を配置する。担当教諭が管理職とともに地域と関わることで、取組の継続性、校内ニーズの吸い上げ、新たな発想による展開等が可能になる。

② 学校ごとのコーディネーターの配置

学校と地域をつなぐキーパーソンとしてその役割は大きい。学校の方針やニーズ、子どもの状況を十分理解し、教職員の信頼を得ることができる人材が望ましい。

校区内に推進母体が確保できた後は、各学校のコーディネーターが中学校区全体のコーディネーターを務める場合もある。

③ 支援組織の形成

コーディネーターを中心とした支援組織を形成する。市町教委の協力の下、地域ボランティアを確保し、分野ごとに組織するなど工夫することで支援組織がより活性化する。

④ 学校運営協議会の設置と相互連携

校区内の小・中学校がそれぞれ学校運営協議会を設置し、推進母体と連携させることにより、支援組織がさらに機能する。

期待される効果

<学校では>

- ・子どもたちの多様な体験、経験の機会が増え、規範意識やコミュニケーション能力が向上する。
- ・教員が子どもと向き合う時間を確保できる。
- ・地域や家庭との信頼関係を深化させることができる。
- ・幼・保・小・中連携が強化される。

<家庭では>

- ・子育てネットワークが形成される。
- ・子育ての悩みについて相談する機会が増え、家庭の孤立化解消の一助となる。
- ・子どもたちの安心安全な生活につながる。
- ・学校や公民館等での放課後の子どもの居場所づくりに貢献できる。

<地域では>

- ・地域住民の自己実現や生きがいがいづくりにつながる。
- ・地域の絆づくりにつながり、地域の教育力が向上する。
- ・地域コミュニティの再構築が図られ、安心安全なまちづくりにつながる。

東日本大震災では、日頃から地域との協働体制ができていた学校ほど、避難所での自治組織の立ち上げが順調であったという事例が報告された。

3 先進地の実践事例

※裏面にイメージ図とともに掲載

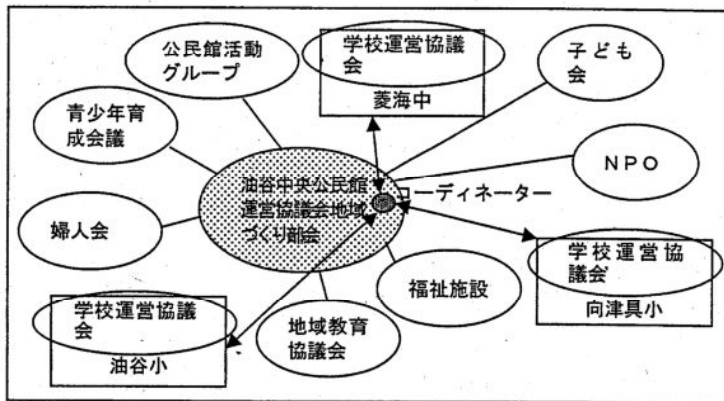
4 この支援体制づくりを進めるにあたって

- 地域にはそれぞれ特徴があり、地域の実態に合ったより効果的な体制づくりを進めることが重要である。
- 県や市町教委が開催しているコーディネーターやボランティアを養成するための研修会を、積極的に活用することが望まれる。
- コーディネーターは仕事の質・量ともに大きく、それにふさわしい予算措置を検討することも必要である。

◎先進地域の実践事例

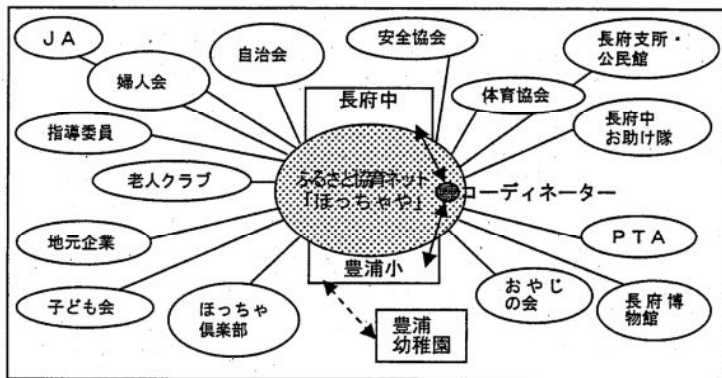
(1) 公民館を核として ⇨ (長門市菱海中学校区)

校区内にある油谷中央公民館が推進母体、公民館長がコーディネーター。公民館運営協議会地域づくり部会が「おしかけふれあい塾」を開設し、地域総がかりで子どもを育てるシステム作りに着手している。



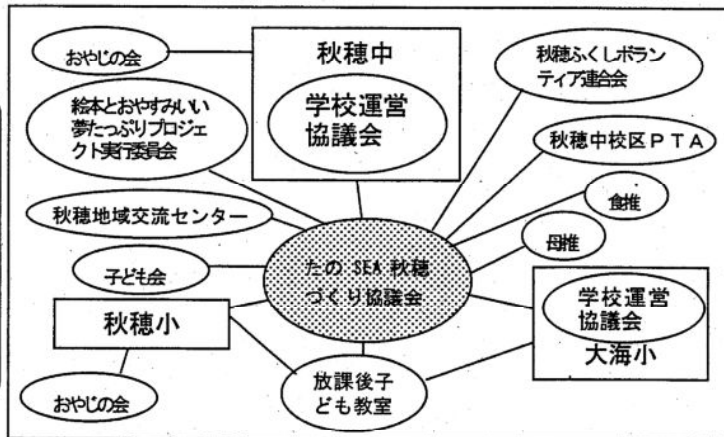
(2) 学校支援団体を核として ⇨ (下関市長府中学校区)

学校支援活動拠点として学校支援地域本部「ほっちゃん」を設置し、学校と地域との連携体制の構築に努めている。コーディネーターは小中学校共通で、元小中学校のPTA役員が務める。有志によりボランティア団体を立ち上げるなど地域の活性化にも波及する活動となっている。



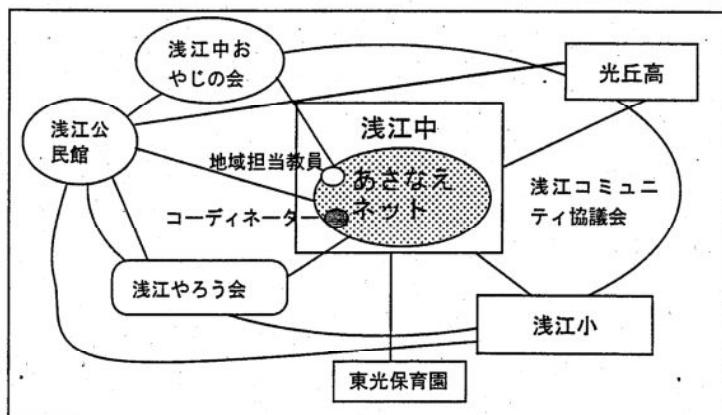
(3) 地域の組織を核として ⇨ (山口市秋穂中学校区)

推進母体である「たの SEA 秋穂づくり協議会」は、地域交流センター内に事務局を置くまちづくり協議会である。コーディネーターの配置や具体的な実践はこれからであるが、推進母体や支援組織がしっかりしており、今後の活動に期待が持てる。



(4) 学校運営協議会を核として ⇨ (光市浅江中学校区)

浅江中学校が「あさなえネット」(学校運営協議会を核として構成)を設置し、校内に地域担当教員、校外にコーディネーターを配置している。コーディネーターは地域活動の中心となる浅江コミュニティ協議会に属する「浅江やろう会」(おやじの会)の会員。学校支援活動だけでなく、子どもたちの地域行事への参加も支援している。



【 質 疑 】

質問) 社会教育委員の会議の提言を受けて、県教委としてどのような取組を行うのか。

回答) 平成22年度からの社会教育委員の会議の議論をもとに、本提言の提出に先行して、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの育ちを地域ぐるみで支援する仕組みである地域教育ネットを市町教委と連携し、推進している。今後も、本提言の内容を実現できるよう、本提言書を市町教育委員会や小・中・高等学校をはじめ、関係機関、団体等に配布し、連携をさらに推進するための資料として活用したい。

質問) 予算にはどのように反映させるのか。

回答) 例えば、コミュニティ・スクールにかかわるコーディネーター研修会予算については、平成24年度の予算要求ベースでほぼ倍増を要求している。

◆『山口県スポーツ推進条例(素案)及び山口県スポーツ戦略プラン(素案)』について報告された。

【概要】

山口県スポーツ推進条例・戦略プラン（素案）について

平成23年12月22日
教 育 委 員 会
健 康 福 祉 部

■ 山口県スポーツ推進条例（素案）の概要

1 条例制定の趣旨

山口国体・山口大会により高まった競技力や培われた幅広い人材、充実したスポーツ環境等の成果を一過性に終わらせることなく、次代に継承し、本県の貴重な財産として活用するため、施策推進の基盤となる条例を制定し、総合的かつ長期的にスポーツに関連する施策の推進を図る。

2 条例の目的

本県のスポーツ推進の基本理念を示し、今後のスポーツ施策の方向付けを行う。

3 条例の構成

- ・前文（スポーツの意義や効果、山口国体・山口大会の成果の継承・発展を決意）
- ・総則（基本理念、県の責務、市町との連携、スポーツ団体及び県民等の役割）
- ・基本的施策（競技スポーツの推進、生涯スポーツの推進、スポーツ環境の整備）

4 条例の特徴

- ・県が、県民、市町、団体等と連携して主体的にスポーツ施策を推進することを明記
- ・スポーツ推進の新たな視点として「スポーツを通じた地域づくり」、県民の幅広い立場からの参加（「する・みる・ささえる」）などを規定
- ・山口国体・山口大会により高まった競技水準や障害者スポーツへの関心を継承・発展するため、「競技水準の維持及び定着」、「障害者スポーツの推進」を規定
- ・両大会により高まったスポーツへの関心の高まりや両大会の運営を支えた県民ボランティアの活動を継承・発展するため、「県民運動の促進」を規定

◇前文

- ・スポーツの意義や効果について規定
- ・両大会の成果を継承・発展させるためスポーツ推進を図る旨を規定

◇県の責務（第3条）

- ・県が、県民、市町スポーツ団体等と連携し、スポーツ施策を推進することを規定

◇競技水準の維持及び定着（第8条）

- ・選手の計画的な育成、指導者の確保・養成、スポーツ医・科学の活用等必要な措置を講ずることを規定

◇障害者スポーツの推進（第11条）

- ・スポーツを通じた障害者の自立及び社会参加の促進のための必要な措置を講ずることを規定

◇スポーツを通じた地域づくり（第12条）

- ・スポーツを通じた地域づくりのため、市町ごとの取組の促進、競技会等の誘致等の必要な措置を講ずることを規定

◇県民運動の促進（第13条）

- ・県民運動の促進のため、スポーツへの参加の機会の提供等必要な施策を講ずることを規定

■ 山口県スポーツ戦略プラン（素案）の概要

1 戦略プラン策定の趣旨

山口国体・山口大会の開催により高まった県民力、地域力を、これからの県づくりの推進力として、スポーツのもつ多様な力を様々な分野で活用しながら、スポーツによる明るく活力に満ちた「スポーツ元気県やまぐち」の実現に向け、スポーツ推進条例に示される基本施策等の具体的な取組の方向を示すため、3つの推進戦略のもと、実施すべき9の取組を掲げる。

スポーツの推進を通じた県民力・地域力の発揮による
「スポーツ元気県やまぐち」の実現

2 施策の方向（3つの戦略と9の取組）

戦 略	取 組
<p>1 競技スポーツ推進戦略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>県民に夢や感動を与え、連帯感や郷土意識を呼び起こすトップレベルの選手の育成に向けて、長期的な視点に立ち、計画的に選手・指導者を育成する。</p> </div>	<p>（1）スポーツ選手の計画的な育成</p> <p>○選手育成システムの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口国体等を契機に整備された育成強化体制や優れた能力を有する選手・指導者を活用し、計画的にトップアスリートを育成する。 <p>○指導者の確保及び養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県体育協会等と連携し、指導者の資質の向上を図るとともに、優秀選手が将来、指導者となって、その豊かな経験や知識を還元する循環型指導者育成スタイルを確立する。 <p>（2）競技環境の整備</p> <p>○強化（育成）指定校・トップスポーツクラブに対する総合的な支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップレベルの高校運動部や企業・大学等のチームとともに、トップレベルを目指す拠点高校運動部を指定し、練習の充実に向けた総合的な支援を行う。 <p>（3）スポーツ医・科学の活用</p> <p>○競技特性に応じたコンディショニングプログラム等の開発</p>

2 生涯スポーツ推進戦略

県民誰もが、生涯にわたって主体的にスポーツに親しむことができるよう計画的な地域のスポーツ拠点整備を推進し、障害者スポーツの推進、子どもの体力向上に向けた取組の充実等に努める。

(1) 生涯スポーツ・健康及び体力づくりの推進
○誰でも気軽にスポーツが楽しめる場や機会の提供

・県、市町、スポーツ団体等が連携し、競技スポーツ、障害者スポーツ、レクリエーションスポーツ、健康づくり等が一体となったスポーツイベントを開催するなど、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる機会の提供に努める。

○地域スポーツ推進拠点の整備

・地域スポーツクラブの計画的な育成と地域スポーツをリードする人材育成に努める。

○健康及び体力づくりの推進

(2) 障害者スポーツの推進

○障害者が主体的にスポーツに参加できる環境づくりの推進

・人材バンクを活用してスポーツに親しむ機会を提供。
また、全国障害者スポーツ大会派遣選手の育成強化や県レベルの大会の開催を通じ、各競技団体の活性化を推進するとともに、各種情報の収集・提供を行う。

(3) 子どもの体力の向上及び学校体育等の充実

○子どもの体力の向上

○学校体育等の充実

3 スポーツ環境整備戦略

県民の主体的なスポーツ参加と地域におけるスポーツの推進に向け、県、市町、県民が一体となったスポーツ推進体制の整備を図り、スポーツを通じた県民運動の積極的な展開を推進する。

(1) スポーツを通じた地域づくり・県民運動の促進

○「我がまちのスポーツ」の推進

・地域の人材や施設を活かして、国体開催競技等を地域で楽しむスポーツとして根付かせる取組を推進する。

○スポーツ・ツーリズムの推進

・国体開催施設を活用した各種大会や合宿等の誘致、観光と結びつけたスポーツイベントの開催によるスポーツと観光の融合を促進する。

○県民運動推進組織によるスポーツ推進活動の促進

・県民が主体となるスポーツ推進組織を設置するとともに、フォーラム開催や情報発信機能の充実を図り、県民のスポーツ活動を促進する。

○人材の育成・顕彰

○スポーツ推進月間の創設

(2) スポーツ団体及び企業によるスポーツの促進

○スポーツ団体等が行うスポーツ支援に関する諸活動の促進

(3) 施設の整備及び活用

○施設や設備の整備

○公共施設の県民の利用促進

【 質 疑 】

質問) スポーツ戦略プランの策定により、子どもの体力の向上及び学校体育等の充実における施策はどのように拡充するのか。

回答) 例えば、子どもたちが大人と一緒に参画できるよう各中学校区単位で一つずつを目安に地域の総合型スポーツクラブを育成することにより、地域での子どもの体力の向上を行う取組を検討している。

【主 な 意 見】

- 子どもの成長過程にある身体には、過度の運動により怪我をすることがあるため、を起さないよう、スポーツ医・科学の活用として、スポーツ医・科学を専攻している医師の方々と連携をしてほしい。

協 議 事 項

◆『県立高校再編整備計画(平成24年度～平成26年度計画(案))』について協議された。

【概要】

平成24年度～平成26年度計画(案)

本計画は、各学科の再編整備の方向性を踏まえた特色ある学校づくりの推進、これまでの各高校への入学者数の状況及び今後の入学者数の見込み、さらに、中学校卒業者数の減少状況などの観点から、各学校の再編整備等を検討し、策定しました。

なお、平成17年に策定した「県立高校再編整備計画」については、本計画が最終の実行計画となりますが、より質の高い高校教育の提供に向けて、引き続き県立高校の再編整備に取り組みます。

1 再編整備

(1) 全日制課程

ア 再編統合

対 象 校	再編整備	内 容
下関中央工業高校 下関工業高校	再編統合	<ul style="list-style-type: none">○ 下関中央工業高校と下関工業高校を再編統合して、新高校を設置する方向で検討します。○ 工業科の教育機能を一層充実させ、専門性を高めるとともに、選択幅の広い教育の展開を図るなど、より質の高い特色ある学校づくりを推進します。

イ 分校化

対象校	再編整備	内容
奈古高校	分校化	○ これまで入学者数が定員を割り込む状況が続いており、今後とも、生徒にとって魅力ある学校づくりを進めるとともに、入学状況などを見ながら、最小学校規模（1学年2学級）の確保が見込まれない場合には、分校化に取り組みます。

(2) 定時制課程

生徒の多様な学習ニーズに対応できるよう、昼間部と夜間部を併せもつ多部制の定時制課程を置く高校の設置に向けた検討を進めます。

また、生徒の入学状況や交通の利便性等を勘案しながら、現在ある定時制課程の統合を図るなど、適切な配置の検討を進め、より充実した教育活動の展開を図ります。

(3) 通信制課程

より柔軟な教育システムの構築を図るため、現在ある通信制課程を多部制の定時制課程を置く高校に併置する方向で検討を進めます。

2 通学区域

生徒の多様な進路希望や能力・適性等に対応し、一人ひとりの個性を伸ばさせるため、特色ある学校づくりを進める中で、生徒が学校をより主体的に選択できるよう、平成27年度入学者選抜以降の早い時期に全日制普通科の通学区域を県下全域とする方向で検討します。

3 計画の進め方

(1) 計画の推進にあたっては、今後、小・中・高等学校の保護者など関係者の意見も聴きながら、具体的な学校づくりやその実施時期等について検討して、これに取り組みます。

(2) 各年度の実施分については、中学生に早期に情報提供する必要があることから、原則として当該年度の募集定員の発表前に公表します。

その際、再編統合実施の時期、学科構成や、分校化の際の本校とする学校などについて公表します。

(3) 定時制課程及び通信制課程の再編整備については、本計画期間内に具体的な計画を示します。

【 質 疑 】

質問) 再編統合を検討している下関中央工業高校と下関工業高校という工業系県立学校が、なぜ下関市の近い場所に設置されているのか。

回答) 下関中央工業高校は下関市立の学校が、下関工業高校は県立の学校がそれぞれ前

身であり、戦後、両校が統合したのち、さらに県立の学校として2校に分かれ、現在の設置状況にある。また、教育内容も下関中央工業高校と下関工業高校では工業系学科でも異なることから、それぞれ役割分担をし、現在に至っている。

質問) 通学区域が全県下に拡大されることにより、生徒が様々な地域の学校を選択できるため、例えば生徒が特定の学校に集中するなどの生徒の入学状況の予測はしているか。

回答) 通学区域を県下全域にするねらいは、生徒がより主体的に学校を選択できるようにするということである。現在ある7学区には、核になる学校が地域ごとにあるため、いずれか1つの学校に生徒が集中するようなことはないと考えている。

【主な意見】

- 再編統合を行う際は、子どもたちにとってより良い教育を提供していくというメリットをしっかりと考えてほしい。
- 定時制・通信制課程の再編については、過去の役割と異なった役割も現在はあるので、今のニーズを踏まえて考えてほしい。
- 再編統合は、入学者の状況等から検討していると思うが、小規模の学校には生徒一人ひとりに目が行き届くというメリットもあると思うので、そのようなことを勘案した再編統合も考えてほしい。

◆『高等学校等における特別支援教育の充実に向けて』

【概要】

■現状と課題

I 特別支援教育の動向

1 学校教育法等の一部改正(H19.4.1施行)

- 特殊教育から特別支援教育への移行
 - ・特別支援学校の設置(学校教育法七十一条)
 - ・特別支援学校のセンター的機能(学校教育法七十四条)
 - ・学習障害等の発達障害が通級指導教室の対象(学校教育法施行規則百四十条) 等

学校教育法第八十一条

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

学校教育法七十四条

特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

※第七十二条：特別支援学校の目的

2 高等学校等の現状

(1) 全国の実情(H21.8.27 『特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ』より)

小・中学校の通常の学級に6%程度の割合で発達障害のある児童生徒が在籍している可能性があることから考えると、97%を超える進学率である高等学校においても発達障害により支援が必要な生徒が多く在籍していると推測される。

また、中学校の特別支援学級の生徒の23%(2,470人)が高等学校等(高等学校本科・別科、高等専門学校)に進学している実態もある。

II 高等学校等における取組について

1 山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第1期)における取組(H18~H22)

(1) 本県の取組

項目	H18	H19	H20	H21	H22
校内支援体制の整備(校内委員会の設置、校内コーディネーターの指名)	体制整備 (小・中・高100%)			効果的な運用	
管理職・教員等研修会	管理職			全教職員	

- ・校内委員会の設置と校内コーディネーターの指名、校内研修の実施
- ・地域コーディネーター等の派遣による相談・支援〔参考資料1〕
- ・校内コーディネーター研修会の開催
- ・すべての管理職を対象にした地域研修会の開催
- ・研修用テキストの作成・配付〔参考資料2〕

「支援をつなぐ(理論編)」(H19.3)
 「支援をつなぐ(実践編)」(H20.3)
 「支援をつなぐ(研修編)」(H21.3)

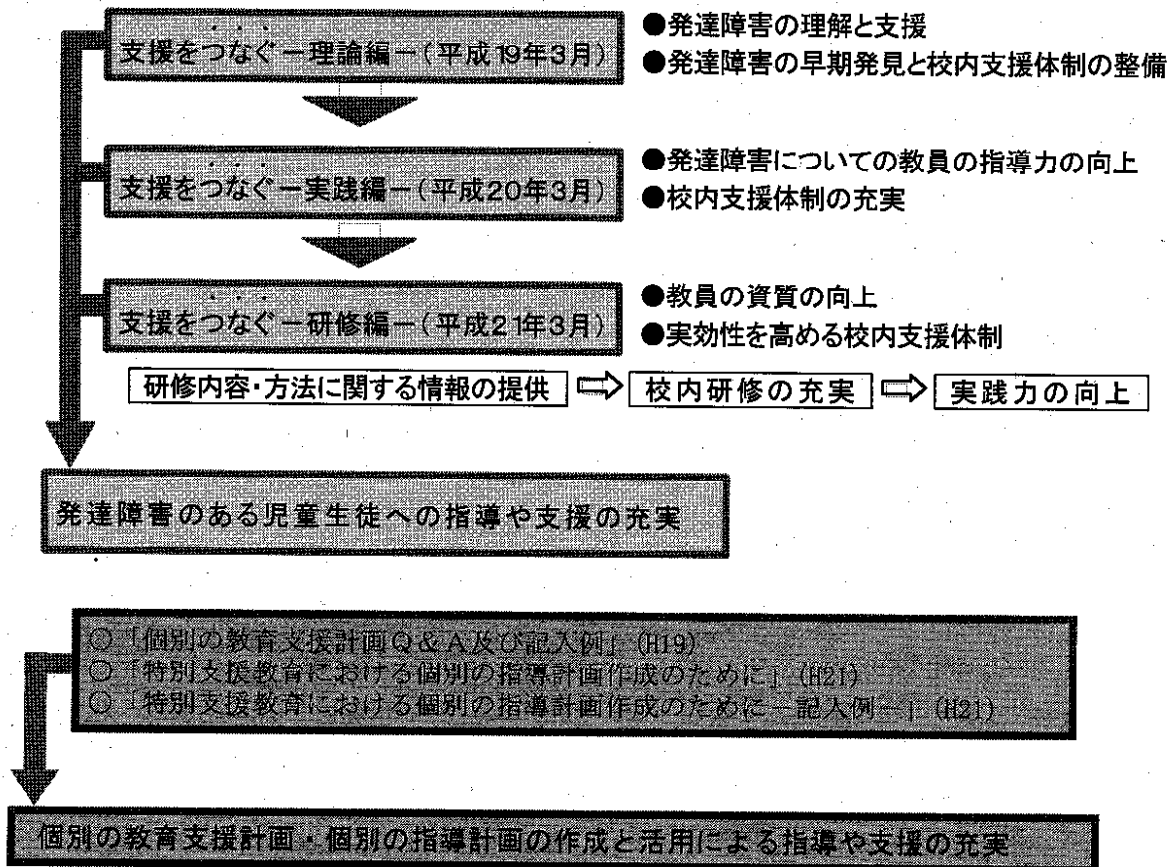
※基礎的な体制整備はほぼ完了

〔参考資料1：H22 地域コーディネーターの巡回訪問等の内容〕

	実情把握	事例検討会	校内研修	教育相談	支援計画説明
件数	60件/210件	42件/210件	36件/210件	20件/210件	17件/210件
割合	28.6%	20.0%	17.1%	9.5%	8.1%

※ 教育相談：地域コーディネーターと保護者
 210件は合計件数

〔参考資料2：研修用テキストの概要〕



2 山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)における取組(H23~H27)

(1) ビジョン実行計画(第2期)における高等学校における課題

- ① 小・中学校から高等学校等への「個別の教育支援計画」等の引き継ぎと支援の継続
- ② 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成・活用
- ③ 校長等の管理職の特別支援教育の理解に基づく強いリーダーシップと教職員の発達障害等の生徒の支援についての一層の理解
- ④ 計画的な校内委員会や事例検討会の開催
- ⑤ 発達障害等のある生徒の対人関係、進路への指導・支援

(2) 今年度の高等学校における取組

①② 支援の継続

- ・ 支援継続の必要性についての理解啓発の促進
- ・ 入学前の引継ぎによる支援方針等の共通理解・支援体制の整備
- ・ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成マニュアル及び記入例の活用

A 高等学校での取組

- * 「個別の教育支援計画」を基に、保護者、担任、校内コーディネーター、進路指導担当者が、3年間を見通した就労支援を検討。
- * 障害者就業・生活支援センターの職員の参画を得た話し合いを予定。

③ 教員の専門性の一層の向上

- ・ 高等学校向け研修用テキストの活用【参考資料3】
- ・ 各支援地域での校内コーディネーター連絡協議会の開催

【参考資料3：研修用テキストの概要】

<p>■基本編【障害の正しい理解】【組織的な支援】【継続的な支援】</p> <p><目的> 高等学校等における特別支援教育推進のための基本的な知識・理解を深める。</p>	
<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気になる生徒の理解 ○ 校内支援体制の構築 ○ 進路選択・決定の支援 	<p><期待される効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害による困難を示す生徒への配慮や支援 ・ 校内C oを中心とした校内体制による支援 ・ 中学校からの円滑な引継ぎや卒業後を見通した支援
<p>■実践編【理解しやすい授業】【生徒の自己理解】【生徒相互のかかわり】</p> <p><目的> 高等学校教員の特別支援教育の実践的指導力を高める。</p>	
<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教科指導における配慮や工夫 ○ 青年期段階を考慮した支援 ○ 周囲の生徒への働きかけ 	<p><期待される効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある生徒にも理解しやすい授業展開 ・ 障害の特性等への配慮による二次的な障害の防止 ・ 周囲の生徒の理解による円滑な集団生活

④ 地域コーディネーター等による支援

- ・ 地域コーディネーターによる支援と計画的な事例検討会等の開催の促進

⑤ ふれあい教育センター等の取組

- ・ 学校からの要請に応じ、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣
 - ・ 発達障害の生徒の就労支援のための「集中サポートプログラム」の実施
- 「集中サポートプログラム」の内容
- ・ ストレス等のセルフコントロール
 - ・ 個別カウンセリング(本人及び保護者)
 - ・ 職場体験(ワークサンプル)

【 質 疑 】

質問) 障害のある生徒がどのくらいの割合で高等学校に在学しているのか。

回答) 高等学校に在学している生徒は、各学校の聞取りから0.5%の割合であった。

【主な意見】

- 発達障害のある生徒に対する高等学校での支援については、教員だけではなく生徒にも障害についての意識啓発をする取組が必要ではないか。
- 普通高校に進学後、精神疾患を発症した生徒に対しては、早期発見による適切な治療が必要である。そのため、教員が精神疾患について理解しておくことが重要である。
- 障害の早期発見等には生徒自身の障害に対する自己管理、健康管理として、代表的な症状などを知るセルフメディケーションを教えることが必要であり、セルフメディケーションをどのように学校教育に取り入れるかが重要である。
- 障害のある子どもの教育、支援の小・中・高等学校間の連携について、例えば保護者会等の場で、保護者への周知も効果的ではないか。